

令和6年12月13日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課（「1」に関する事）
（大橋 972-3871）
自動車部管理課（「2」に関する事）
（鈴木 972-3903）

道路運送法違反に伴う行政処分（事業用自動車の使用停止）等について

市バスが営業運行中に扉を開けたまま走行した事案及び委託営業所における運転者の勤務時間等の管理について、中部運輸局の監査を受け、本日、道路運送法違反により行政処分等を受けました。

市民の皆さまやお客さまにご迷惑をお掛けし、信頼を大きく損ねることとなったことに対し深くお詫び申し上げます。

今後、輸送の安全確保に向けて、関係法令の厳守をはじめとする再発防止策を徹底し、厳正な運行管理を行ってまいります。

1 扉を開けたまま走行した事案について

（1）行政処分（中川営業所）（令和6年7月1日、令和6年7月5日発生）

ア 処分内容

事業用自動車の車両使用停止 20日車（1両×20日間）

イ 違反内容及び違反条項

主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

（2）文書警告の受領（御器所営業所）（令和6年6月4日発生）

主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

(3) 再発防止策

今回の事案を受け、全運転士に対し、基本動作を確実に行うよう、運行管理者による注意喚起や日々の点呼等で、指導を徹底しました。

2 委託営業所における運転者の勤務時間等の管理について

(1) 文書警告の受領（浄心営業所（三重交通株式会社に委託））

運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

(2) 再発防止策

関係法令を遵守し、適正な労務管理を徹底するよう受託事業者である三重交通株式会社に対して指導します。

令和 6 年 7 月 1 日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課
(大橋 972-3871)

市バスが前扉を開けた状態で運行した事案について

この度、市バスが前扉を開けた状態で走行した事案が発生いたしました。
お客さまに多大なご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことがないよう改めて指導を徹底してまいります。

- 1 発 生 日 時 令和 6 年 7 月 1 日（月） 午前 7 時 25 分頃
- 2 場 所 名古屋市港区川西通 5 丁目 11 番地
 土古東行停～約 80m 間（市道東海橋線）
- 3 所 属 中川営業所 運転士 （53 歳）
- 4 系 統 幹神宮 1 系統 河合小橋 午前 7 時 1 分発 熱田区役所行
- 5 状 況 当該運転士から、所属する中川営業所に、前扉を開けた状態で走行したとの報告がありました。調査したところ、土古東行停にて当該運転士が前後の開扉操作を行い、その後、後扉の閉扉操作を行いましたが、前扉を開けた状態で発進し約 80m 先まで走行したことが確認されました。
 なお、本件に伴う事故やお客さまのお怪我はありませんでした。
- 6 再発防止策 全運転士に対し、基本動作を確実に行うよう、運行管理者による注意喚起や日々の点呼等で、指導を徹底します。

令和 6 年 7 月 5 日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課
(高嶋 9 7 2 - 3 8 7 1)本日、午後 2 2 時 2 0 分まで
職員が待機しています。

市バスが前扉を開けた状態で運行した事案について

この度、市バスが前扉を開けた状態で走行した事案が発生いたしました。
お客さまに多大なご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことがないよう改めて指導を徹底してまいります。

- 1 発 生 日 時 令和 6 年 7 月 5 日 (金) 午後 5 時 3 0 分頃
- 2 場 所 名古屋市中村区名駅一丁目 2 - 5 番地
笹島町北行停～約 4 0 m 間 (県道名古屋津島線)
- 3 所 属 中川営業所 運転士 (5 3 歳)
- 4 系 統 幹名駅 2 系統 野跡駅 午後 4 時 3 2 分発 名古屋駅行
- 5 状 況 当該運転士から、所属する中川営業所に、前扉を開けた状態で走行したとの報告がありました。調査したところ、笹島町北行停にて、当該運転士が前後の開扉操作を行い、その後、前後の閉扉操作を行いましたが、前扉が閉じたことを確認せず発進し、前扉が開いたまま約 4 0 m 先まで走行したことが確認されました。
なお、本件に伴う事故やお客さまのお怪我はありませんでした。
- 6 再発防止策 全運転士に対し、基本動作を確実に行うよう、運行管理者による注意喚起や日々の点呼等で、指導を徹底します。

令和 6 年 6 月 4 日

市政記者クラブ 様

交通局 自動車部自動車運転課
(高嶋 9 7 2 - 3 8 7 1)

市バスが前扉を開けた状態で運行した事案について

この度、市バスが前扉を開けた状態で走行した事案が発生いたしました。
お客さまに多大なご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことがないよう改めて指導を徹底してまいります。

1 発 生 日 時 令和 6 年 6 月 4 日 (火) 午前 7 時 3 1 分頃

2 場 所 名古屋市昭和区広見町 6 丁目 6 6 番地
桜山 (西) 停～桜山 (東) 停の約 2 2 0 m 間
(県道弥富名古屋線)

3 所 属 御器所営業所 運転士 (4 6 歳)

4 系 統 金山 1 1 系統 金山 午前 7 時 1 6 分発 池下行

5 状 況 当該運転士から、所属する御器所営業所に、前扉を開けた状態で走行したかもしれないとの報告がありました。調査したところ、桜山 (西) 停にて、当該運転士が、前後の開扉操作を行い、その後、後扉の閉扉操作を行いましたが、前扉を開けた状態で発進し、約 2 2 0 m 先の桜山 (東) 停まで走行したことが確認されました。

なお、本件に伴う事故やお客さまのお怪我はありませんでした。

6 再発防止策 全運転士に対し、基本動作を確実に行うよう、運行管理者による注意喚起や日々の点呼等で、指導を徹底します。